

社会保険労務士 会報 あ お も り 謹賀新年

発行 青森県社会保険労務士会 青森市安方2丁目9番20号 室津ビル2F TEL 017(773)5179 FAX (775)1428 編集 総務広報委員会



岩木山



青森県社会保険労務士会
会長 葛西 一 美

新年明けましておめでとうございます。
会員の皆様方におかれましては、健やかに新しい年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

さて米国の金融危機に端を発した世界的な景気悪化の影響は、今なお我々社会保険労務士として業務委託を受けている中小零細企業においても予断を許さない状況にある。

売上高の減少、相次ぐ企業倒産等厳しい状況にあり我々社会保険労務士は知恵を出して、現在全国社会保険労務士会連合会を通して業務委託を受けている中小企業事業主に対する支援事業として中小企業労働契約支援事業として、制度に関するセミナーと地域の事業主団体の協力による集団の説明相談会を実施して我々の役割を果たさなくてはならない時である。

現在社会保険労務士の業務はトラブルの処理から訴訟対応まで実にさまざまな事が我々の事務所相談にきます。したがって社会保険労務士は全員「社会保険労務士賠償責任保険」に加入していただきたいと思えます。

又、SRP認証は社会保険労務士事務所の信用・信頼の証ですので取得して下さい。

つぎに青森県における大学院に関することですが希望の会員は事務局まで相談して下さい後日直接応募者に対して通知致します。

ところで日本年金機構についてはこれまで全国51箇所の年金相談センターの運營業務は社会保険労務士会に委託されておりますが当県外20県は対象となっておりますが、年金の相談業務にあたる社会保険労務士の相対応能力の向上を図るための研修の実施はADRのための研修同様計画をたて研修委員会にお願いする予定であります。

県会ではこの他にも会員の業務能力向上の研修・広報・個人情報保護への取り組みを認証するSRP、各種の委託事業等幅広く事業を展開していきます。

会員の皆様には今年が実り多き年でありますようお願い申し上げます新年のご挨拶とさせていただきます。



全国社会保険労務士会連合会
会長 金田 修

新年あけましておめでとうございます。

葛西会長をはじめ、青森県社会保険労務士会の皆様におかれましては、健やかに新しい年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

一昨年、米国に端を発した世界同時不況は、今なお日本経済に大きな傷を残し、我々社会保険労務士の業務である労務管理の分野では、いまだ数多くの企業において雇用調整が行われるなど、特に中小零細企業においては、予断を許さない状況が続いています。

このような社会問題に対して、「労務管理の専門家」である社会保険労務士が、社会保険労務士法第1条の目的に掲げている「事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資する」ために、国民の皆様の視点に立って果たすべき役割、そして求められるニーズは非常に大きく、今後我々が行う施策や業務の一つ一つが注目されることになると思います。大槻前会長が8年間にわたり、制度の充実・発展に尽くされてきた道をお引き受けし、さらに連合会の施策として以下の事業を重点的に行っていきたいと考えています。

まず、「簡易裁判所訴訟代理権」、「労働審判代理業務」の獲得など、社会保険労務士法第8次改正に向けた取り組みを行います。連合会では「社会保険労務士法改正委員会」を設置し、検討を進めておりますが、改正の実現には裁判外紛争解決手続代理業務の実績を挙げる事が重要であり、全国における「社労士会労働紛争解決センター」の開設支援・広報とともに、相談対応体制の充実を図るために「総合労働相談所」の機能強化・広報を行います。

また、労務管理の分野では、近年、株式公開（IPO）や内部統制において人事労務管理分野の重要性が再認識され、地方自治体では公共工事等の入札参加要件として一定の労働条件の整備を課す公契約条例制定の動きが全国的に広がるなど、労務管理に対するニーズが今後より一層高まってくることが予想されます。その顕在化したニーズに応えるため、「労働条件審査」を社会保険労務士業務としていくとともに、これを拡充し、人材配置の監査等を行うことで企業の生産性や業績の向上を図る「経営労務監査制度」をいち早く確立、「労務管理の専門家」としての地位を確固たるものとするための諸準備を早急に進めていきます。

さらに、昨年12月をもって社会保険庁が解体され、一昨年10月の全国健康保険協会の設立に続き、この1月から日本年金機構が設立されました。これに伴い、27都道府県51箇所に設置されている日本年金機構の年金相談センターの運営業務を連合会が受託していますが、この受託は、「対面相談」体制の充実によって国民サービス向上を図る「街角の年金相談センター構想」の実現に向けた第一歩であり、会員の皆様には、引き続きご助力をいただきたいと思います。

連合会では、この他にも制度発展のための施策として、厚生労働省委託事業の受託・実施、電子申請、社会保険労務士個人情報保護事務所認証制度（SRP認証制度）、社会保険労務士制度の国際化などの事業を推進します。

これらの社会保険労務士制度発展のための事業は、会員の皆様一人一人のご協力なくしては成し得ないものであり、各々の事業に当たっていただくため、それぞれの分野に関する研修の整備、充実を行うことも大変重要であります。このことを踏まえ、3号業務の研修を分野別、体系的に行う一方、開業登録を行う新規入会者が、国民のニーズに十分応え得る業務能力を函養するための新たな研修システムについて検討・実施します。

末筆になりましたが、本年が貴会と会員の皆様にとりまして、実り多き一年となりますことをご祈念申しあげ、新年のご挨拶とさせていただきます。



青森労働局

局長 阿部 充

新年明けましておめでとうございます。

青森県社会保険労務士会並びに会員の皆様方には、平素より労働行政の運営につきまして格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、我が国の経済情勢は、一昨年のいわゆるリーマンショック以降急速に悪化し、その影響がようやく落ち着きつつあると思われていた中、昨年11月の「ドバイショック」によって急速に円高が進行し、その先行きが大きく懸念されております。昨年12月の「明日の安心と成長のための緊急経済対策」や平成21年度第2次補正予算の編成により、今後は底入れの段階から緩やかな回復基調を迎えるものと期待しますが、未だ予断は許されない状況です。

また、雇用情勢については、青森県においても平成20年末から急増した非正規労働者を中心とした解雇、雇止め等の雇用調整が落ち着きつつありますが、有効求人倍率は0.2倍台後半に低迷し、依然として厳しい状況にあり、なかなか仕事が見つからず、生活にも困っている方々が多くおられます。

そこで、昨年末には、自治体など関係機関と協力しながらワンストップ・サービスによる総合相談窓口を県内3カ所のハローワークで開設し、求職中で生活に困っている方々への様々な相談を受けるなどしたところですが、雇用の場の確保は喫緊の課題となっています。

一方、雇用調整が行われ、人員削減が行われてきた企業においては、在職中の労働者に多くの仕事が集まり、長時間労働やそれによる健康障害の発生などが懸念される所です。こうした問題に対応するため、本年4月からは時間外労働の割増賃金率の引き上げや年次有給休暇の時間単位の付与制度の創設などを内容とした改正労働基準法が施行されることとなっており、その円滑な施行を図ることも重要な課題となっています。

これらの課題に対応していくには、社会保険労務士の皆様方のご協力・ご尽力が何よりも重要であると考えているところです。

皆様におかれましては、今後とも我々労働行政に対するより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、貴会と、会員の皆様の益々のご活躍を心より祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

青森県の最低賃金

最低賃金の件名	適用範囲
青森県最低賃金 時間額 633円 (平成21年10月1日発効)	産業や職種に関わりなく県内で働く常用・臨時・パートなどすべての労働者と、労働者を一人でも使用しているすべての使用者に適用されます。 なお、下記の4業種は該当する特定(産業別)最低賃金が適用されます。

最低賃金の件名	適用範囲	適用除外 (上記の青森県最低賃金が適用されません)	
青森県特定(産業別)最低賃金	鉄鋼業 時間額 754円 (平成21年12月21日発効)	鉄鋼業 ただし、高炉による製鉄業、表面処理鋼材製造業を除きます。	(1) 18歳未満又は65歳以上の労働者 (2) 雇入れ後6月未満であって、技能習得中の労働者 (3) 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する労働者
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 時間額 693円 (平成21年12月21日発効)	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 ただし、電球・電気照明器具製造業、医療用計測器製造業(心電計製造業を除く)及び電子計算機・同附属装置製造業を除きます。	(1) 18歳未満又は65歳以上の労働者 (2) 雇入れ後6月未満であって、技能習得中の労働者 (3) 部分品・機器等の組立て又は加工業務のうち、小型電動工具又は手工具を用いて行うかしめ、バリ取り、巻線、穴あけ、部分品の取付け又は小型機器の簡易な操作に主として従事する労働者 (4) 清掃、片付け、賄い、運搬又は警備の業務に主として従事する労働者
	各種商品小売業 時間額 688円 (平成21年12月21日発効)	各種商品小売業(衣食住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所)	(1) 18歳未満又は65歳以上の労働者 (2) 雇入れ後3月未満であって、技能習得中の労働者 (3) 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する労働者
	自動車小売業 時間額 725円 (平成21年12月21日発効)	自動車(新車)小売業、中古自動車小売業、自動車部分品・附属品小売業 ただし、二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除きます。	(1) 18歳未満又は65歳以上の労働者 (2) 雇入れ後3月未満であって、技能習得中の労働者 (3) 清掃、片付け、洗車又は賄いの業務に主として従事する労働者

《最低賃金額の算定に含まれない賃金》

精皆勤手当/通勤手当/家族手当/臨時に支払われる賃金/1月をこえる期間ごとに支払われる賃金(賞与・期末手当等)/時間外労働・休日労働に対して支払われる賃金及び深夜労働に対する割増部分の賃金

※ 最低賃金に関するご相談・お問い合わせは

青森労働局労働基準部賃金室 (TEL 017-734-4114) 又は最寄りの労働基準監督署へ。
青森労働局のホームページ (<http://www.aomori.plb.go.jp/>) でもご覧いただけます。

この表を労働者の見やすい場所に掲示してください(最低賃金法第8条)

事 務 局 だ よ り

【会員の動き】

平成22年1月15日現在会員数													
会員種別	支部名	青	森	弘	前	八	戸	む	つ	十和田	五所川原	合	計
	開業			59		28		43		10	15	13	
非開業			11		7		9		2	6	0		35
合計			70		35		52		12	21	13		203

【入会者】

氏名	種別	入会日	住所	TEL・FAX
タナカ ヨリト 田中 和人	開業	H21.12.1	田中和人社会保険労務士事務所 〒030-0912 青森市八重田11-22	TEL 017-736-7931
ナツボリ ユキ 夏堀 志	開業	H21.12.1	社会保険労務士夏堀志事務所 〒030-0861 青森市長島1-3-17 阿保歯科ビル5F	TEL 017-765-6345 FAX 017-723-3820
シマヅ トシアキ 嶋津 敏昭	非開業	H21.12.1	〒030-0903 青森市栄町2-6-3	TEL 017-742-2923
ナカムラ タカシ 中村 貴志	非開業	H22.1.1	社会福祉法人 青森県すこやか福祉事業団 〒030-0822 青森市中央3-20-30	TEL 017-777-8118

【諸変更】

氏名	変更内容	
葛西 政人	勤務先所在地	〒030-0852 青森市大野若宮190-19
	勤務先電話番号	017-718-3624
	勤務先FAX番号	017-718-3625
楢館 慶治	自宅住所	〒031-0073 八戸市売市1-3-8
	自宅電話番号	0178-43-1740

新会員の紹介



青森支部
田中 和人

二度目の挑戦で、幸いにも、今年合格することができました。現在58歳の男性です。二十代を東京で過ごし、帰郷してからこれまで経理マン一筋に過ごしてまいりました。趣味は、読書と卓球です。近頃の私にとって、読書はストレス解消が目的になっておりまして、気持ちに余裕のないときほど多読になります。卓球は、体調維持のため、約20年のブランクの後に40代から再開しました。とはいっても、市内及び県内の卓球選手権大会での数度の優勝及び入賞（ともに50代の部）を大いに自慢しているくらいですから、体調に少々無理が生じているかもしれません。受験期間は趣味にこそ余裕がなかったため、これからまた取り組もうかと考えておりましたが、社労士開業を軌道に乗せるためには、そのような悠長な姿勢ではいけないと気を引き締めなおしました。よろしくお願いいたします。



青森支部
夏堀 志

明けましておめでとうございます。合格者番号のなかに自分の番号を見つけた時は、遅咲きの「さくら咲く」の感じで、にわかには信じられませんでした。しかし、合格したからには先輩方に追いつき、追い付きの精神でがんばりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。



青森支部
嶋津 敏昭

金融関係の仕事を定年退職しました。現職時代に総務、人事関係部署を担当した事がきっかけとなり、退職後は、何もせずのんびり過ごすよりは、だれかの相談相手にでもなってやれば、少しでも社会に貢献できるのかなと思い取り組んだわけですので「今現在は、その他社労士登録（非開業）はしたものの、今後どう進めば良いのか思案中であります」こんな状況でありますので年齢ばかりはとっているもののまったくの新米ですので諸先輩方のご指導よろしくお願いいたします。



青森支部
中村 貴志

平成22年1月1日に勤務社労士として青森支部に登録しました中村貴志と申します。現在は、社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団の事務局に勤務しています。昨年1月に社労士試験挑戦を目指し、ちょうど1年後に社労士として登録することが出来、非常に感慨深いものがありますが、まだスタート地点に立てたというだけです。今後、諸先輩方のご指導を賜りながら、将来の開業に向けて知識、経験を積んでいければと思います。事業者、労働者の方々の力となれるよう、また、社労士の認知度を高められるよう少しでも貢献出来ればと思っております。趣味はゴルフ、フットサル、旅行です。よろしくお願いいたします。

編集後記

明けまして、おめでとう御座います。ここ数年小雪だったためか、年明け早々の大雪にはさすがにビックリしましたが、例年余り積もらない県南や中弘南地方にも降ったそうで、「青森の雪がオラホーに降った」と言われてしまいました。さて、二十四節気の一つである「大寒」の最後が節分（2月3日）で、その翌日が「立春」（厳しい寒さも徐々に和らぎ、春の気配が現れてくる頃）だそうです。今年は「景気低迷から早く抜け出せますように」と、願いを込めて「豆まき」をしたいと思えます。表紙写真は、津軽地方の守護神「岩木山」です。